(2) 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

(=) ///(==	
第1号区分	1 平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則(以下「平成18
	年4月以後の職員給与規則」という。)の特別俸給表の適用を受けて
	いた者で同表6号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
	2 平成18年4月1日以後(以下「平成18年4月以後」という。)に国
	家公務員等であった者で,退職手当法施行令別表第1ロの表第1号区
	分の項各号に掲げるもの
	3 前2号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの
第2号区分	1 平成18年4月以後に本学の理事であった者
	2 平成18年4月以後の職員給与規則の特別俸給表の適用を受けていた
	者で同表1号俸から5号俸までの俸給月額を受けていたもの
	3 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令
	別表第1ロの表第2号区分の項各号に掲げるもの
	4 前3号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの
第3号区分	1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受
	けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
	2 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で,退職手当法施行令
	別表第1ロの表第3号区分の項各号に掲げるもの
	3 前2号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの
第4号区分	1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受
	けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
	2 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で,退職手当法施行令
	別表第1ロの表第4号区分の項各号に掲げるもの
	3 前2号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの
第5号区分	1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受
	けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
	2 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受
	けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に定め
	るもの
	3 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令
	別表第1ロの表第5号区分の項各号に掲げるもの
	4 前3号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの
第6号区分	1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受
	けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
	2 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受
	けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の
L	

項第2号に掲げる者を除く。)

- 3 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令 別表第1口の表第6号区分の項各号に掲げるもの
- 前3号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの

第7号区分

- 1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受 けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- 2 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受 けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に定め るもの
- 3 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受 けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- 4 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(三)の適用を受 けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- 5 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令 別表第1口の表第7号区分の項各号に掲げるもの
- 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの

第8号区分

- 1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受 けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- 2 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受 けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の 項第2号に掲げる者を除く。)
- 3 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令 別表第1ロの表第8号区分の項各号に掲げるもの
- 4 前3号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの

第9号区分

- 1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受 けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- 2 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受 けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- 3 平成18年4月以後平成27年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表 (二) の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったも ののうち別に定めるもの又は3級であったもの
- 4 平成27年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受 けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定め るもの又は特2級若しくは3級であったもの
- 5 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表 (三) の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったも

ののうち別に定めるもの又は3級であったもの

- 6 平成20年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は特2級若しくは3級であったもの
- 7 平成18年4月以後の職員給与規則の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- 8 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令 別表第1ロの表第9号区分の項各号に掲げるもの
- 9 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの

第10号区分

- 1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- 2 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの又は4級であったもの
- 3 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの
- 4 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの(第9号区分の項第3号に掲げる者を除く。)
- 5 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの(第9号区分の項第4号に掲げる者を除く。)
- 6 平成18年4月以後の職員給与規則の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級若しくは4級であったもの
- 7 平成18年4月以後の職員給与規則の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級であったもの
- 8 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令 別表第1ロの表第10号区分の項各号に掲げるもの
- 9 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの

第11号区分

第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこと となる者